平成29年1月1日から

「高年齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件を変更します。

特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)は、以下のように支給要件の一部を変更しました。 ご利用をお考えの方は、ご留意ください。

支給要件の変更 平成29年1月1日以降に雇い入れる場合

平成29年1月1日以降、65歳以上の方について、「高年齢被保険者」として雇用保険の 適用対象となることに伴い、本奨励金の対象労働者・事業主の要件が変わります。

対象労働者の要件

平成29年1月1日の雇入れから 現行 (①~④の全てに該当する人) (1)②の両方に該当する人) 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上 (1) (1) の人 の人 (2) 紹介日および雇入れ日に以下のい (2) 紹介日に雇用保険の被保険者(一 ずれにも該当しない人 週間の所定労働時間が20時間以上の 労働者など、失業等の状態にない場合 (イ) 雇用保険の被保険者 を含む) でない人 (口)(イ)以外の方であって、雇入れ に係る事業主以外の事業主と-週間の所定労働時間が20時間 以上の雇用関係にある人 3 雇用保険の被保険者資格を喪失し た離職の日の翌日から3年以内に (削除) 雇い入れられた人 雇用保険の被保険者資格を喪失し **(4)** た離職の日以前1年間に被保険者 (削除) 期間が6か月以上あった人

事業主の要件

現行

ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者(<u>一週間の</u> 所定労働時間が20時間以上)として雇 い入れる事業主

平成29年1月1日の雇入れから

ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者(雇用保険 の高年齢被保険者)として雇い入れる 事業主

- ▶ 本奨励金の受給に当たっては、このほか各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・八ローワーク